

部落解放への道

部落差別の現実

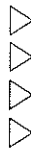
(一) 就職の場合

昭和四十六年七月、高知市南八リマヤ町の某保険会社から、県立〇〇高校へ求人申込みがありました。進路指導の先生が三年生の中で優秀な生徒を紹介しますと、会社は入社試験の結果「採用を内定したので本人が社へ出て来るように」との電話連絡があり、本人が出向きますと、会社での仕事の内容を説明し、通勤方法や背広の新調のことまで話し、健康診断書も提出させました。

その後、会社の高知営業所長と係長が本人の居住地に行つて身元調べをし、同和地区住民であることを確認して帰り、その数日後、高松支店長名で不採用通知が学校へとつけられました。

また県東部の〇〇高校に、地元金融機関から二名の求人があり、学校側では商業科の生徒二名をあっせんしました。その中の一人は市内の同和地区出身で成績はなかなかすぐれた生徒でした。採用試験、面接のあと、成績中位の部落外の生徒が採用され、地区の優れ

た生徒が不採用となりました。それから数日後、再びこの金融機関から、もう一人ぜひほしいので世話してもらいたいという申込みがあり、進路指導の先生方が相



泣く娘

西口敏夫

娘よ
お前は、就職入社試験をうけた筆記試験も合格した
面接テストもパスした
身体検査も通過した
みんな合格した

談し、商業科二クラスの中で一年から三年までをトップでとおした人物、学業とも最優秀の生徒を推せんしました。ところが前回同様の試験と面接の結果、不採用になりました。不採用になった二人と

も部落出身です。そこで進路指導の先生方は、これは悪質な「就職差別」の疑いがあると考えて県教育委員会に連絡しました。そこでこれらの事件について県教委、県職安課、解放同盟、県同教などが合同で調査にあたりました。はじめは「就職差別ではない」といろいろ弁解しておりましたが、最後にはその事実を認めざるを得なくなり「就職差別をしてもことに申しわけありません。深くおわび致します。

それなのに、たつたひとつ

お前の住所は、聞かれ

「部落です」と答えただけであつさり不採用になつてしまつた。

部落出身なるが故に不採用

こんな矛盾があるもんか

むい差別じゃ

ひどい仕打ちじゃ

くやしいことや

憎たらしいことや

娘は泣いた。

(以下略)

します」と重役、幹部職員が陳謝して不採用をとり消すとともに、会社の採用規程も全面的に改正し、幹部職員が部落問題に対する正しい認識と理解をもつために研修会もおこなわれました。

これは学校の先生方が、するどく差別を見ぬき現場の教師と解放運動団体、行政が一体となって企業側にあたり、その非を認めさせた一例です。このような事件は他にも多くおこっていると思われませんが、この事件のように「就職差別」だとの確に立証されることはきわめてまれなことで氷山の一角のように表面にはほとんど出で来ず、闇から闇に葬り去られることが多いのです。

このように、優秀な人材でありながら、ただ部落の出身であるというだけで本人の希望する職業につけないということは、その本人の生涯の生甲斐を奪うきわめて悲惨なことでありますが、このことがまた部落の解放を妨げる大きな壁であり、さらには社会や国家にとつても重大な損失です。この事件は部落外の人達にとつては何の関係もないように見えますが、前記の会社の採用内規を改正する中で、部落出身者に対する差別を無くしただけでなく、父や母の居ない欠損家庭の子どもや貧乏な家の子、その他恵まれぬ環境にある子ども達に対する差別をも解消したことを見落してはなりません。部落差別は単に部落の人達のみを不幸にしているのではなく国民大衆をも不幸にしているのです。